

審査請求について（補足資料）

現行条例	改正法	備考
<p>(審議会への諮問等)</p> <p>第 49 条 前条第 1 項の審査請求があったときは、当該審査請求に係る審査庁は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、当該審査請求があった日の翌日から起算して 30 日以内に、<u>福岡市個人情報保護審議会に諮問しなければならない。</u></p> <p>(中略)</p> <p>2 前項の規定により諮問をした審査庁(以下「諮問庁」という。)は、当該諮問に対する福岡市個人情報保護審議会の答申を受けたときは、これを尊重して、当該答申があった日の翌日から起算して 30 日以内に、当該審査請求に対する裁決をしなければならない。</p>	<p>(審査会への諮問)</p> <p>第 105 条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき行政機関の長等は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、行政不服審査法第八十一条第一項又は第二項の機関に諮問しなければならない。<u>(青字は改正法第 105 条第 3 項による読替え後)</u></p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>【行政不服審査法】 (裁決の時期)</p> <p>第 44 条 審査庁は、第八十一条第一項又は第二項の機関から諮問に対する答申を受けたときは、遅滞なく、裁決をしなければならない。<u>(青字は改正法第 106 条第 2 項による読替え後)</u></p> </div> <p>第 108 条 この節の規定は、地方公共団体が、保有個人情報の開示、訂正及び利用停止の手続並びに審査請求の手続に関する事項について、この節の規定に反しない限り、条例で必要な規定を定めることを妨げるものではない。</p>	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>【行政不服審査法】</p> <p>第二節 地方公共団体に置かれる機関</p> <p>第 81 条 地方公共団体に、執行機関の附属機関として、この法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理するための機関を置く。</p> <p>(中略)</p> <p>4 前三項に定めるもののほか、<u>第一項又は第二項の機関の組織及び運営に関し必要な事項は、当該機関を置く地方公共団体の条例</u>(地方自治法第二百五十二条の七第一項の規定により共同設置する機関にあっては、同項の規約) で定める。</p> </div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>【地方自治法】 (委員会、委員及び附属機関の設置)</p> <p>第 138 条の 4</p> <p>3 普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。ただし、政令で定める執行機関については、この限りでない。</p> </div>